

## トマト変動金利定期預金＜単利型＞

(平成26年4月16日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商品名	トマト変動金利定期預金＜単利型＞
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1年、2年、3年</li> <li>預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができません。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 100円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入後6か月間は預入時の店頭掲示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、預入金額に応じて当社が預入の際に提示する大口定期預金、スーパー定期300、スーパー定期各々の6か月ものの金利を指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 100円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の3段階の金額階層別金利設定を行います。（金利は店頭に表示しています。）</li> <li>・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率 [利率を変更したときは変更後の利率] ×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の方は、総合口座にセットすると自動貸越の担保とすることができます。 注1) 貸越限度額は、担保定期預金の残高の90%で最高500万円までです。 注2) 貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。</li> <li>・ 個人の方は、マル優の取扱いができません。</li> </ul>
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに払い戻します。</li> <li>(1) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日前日までの日を満期日とした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>6か月未満 . . . . . 解約日における普通預金の利率</li> <li>6か月以上1年未満 . . . . . 約定利率×50%</li> <li>1年以上3年未満 . . . . . 約定利率×70%</li> </ul> </li> <li>(2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>6か月未満 . . . . . 解約日における普通預金の利率</li> <li>6か月以上1年未満 . . . . . 約定利率×40%</li> <li>1年以上1年6か月未満 . . . . . 約定利率×50%</li> <li>1年6か月以上2年未満 . . . . . 約定利率×60%</li> <li>2年以上2年6か月未満 . . . . . 約定利率×70%</li> <li>2年6か月以上3年未満 . . . . . 約定利率×90%</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、この利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率を適用します。</p>

トマト変動金利定期預金<単利型>のつづき

10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・利息は、個人の方は 20.315%（復興特別所得税を含む）の分離課税、法人は総合課税の対象となります。</li> </ul>
11. 当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

<預金保険対象商品>